

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

なお、去る3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の中で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、国・県から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がされております。

また、市町村等に対しては、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされており、他の自治体においても同様の条例改正が行われるものと思われま

2 改正概要

国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給します。

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限ります。）で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限ります。）

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。

ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。

なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務を服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

3 本市の対応

条例制定日以降、国保年金課に電話で事前相談後、来庁にて申請受付

※申請には、医師の診断書(医療機関を受診した場合に限る。)及び事業主の証明書を添付

4 市民等への周知（予定）

令和2年3月19日以降：制度の周知（厚木医師会等への事業周知、事務室ポスター掲示、市ホームページ掲載、保健所へのポスター掲示依頼、市内公共施設への事業案内）

令和2年4月15日以降：制度の周知(広報あつぎ掲載)

5 市民参加手続について

市民参加手続（パブコメ等）につきましては、厚木市市民参加条例第6条第7項第2号（緊急性のあるもの）に該当するため、実施しません。